

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	主査	主査	担当							文書取扱主任		

第 15 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成20年11月21日(金曜日)	開会9時59分	閉会13時42分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	本間、三上、窪之内、関藤、大谷、井上 議長	事務局	中嶋事務局長 田湯次長
欠席委員	なし		寿崎主任主事
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 教育委員会の活動の自己点検・評価について		
	(2) 全国学力・学習状況調査結果について		
	(3) 学校評価の実施について		
	(4) 補正予算関連について		
	追加○図書館への寄附について		
	追加○英語活動公開研究会について		
	(5) 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)の制定に向けてに ついて		
	(6) 中空知広域市町村圏組合規約の変更について		
	(7) JICA「青年研修」事業について		
	(8) 信頼回復推進市民会議の設置について		
	追加○燃料単価の推移並びに年間使用量及び支出額について		
	2 第4回定例会以降の調査事項について		
	別紙のとおりとすることに決定した。		
3 その他について			
なし			
4 次回委員会の日程について			
正副委員長に一任することに決定した。			
上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 本間保昭 ㊦			

平成20年11月20日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成20年11月11日付け滝議第129号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いいたします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いいたします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部総務課防災危機対策室長	天 野 健 悦
総務部総務課防災危機対策室主査	橋 本 正 明
総務部企画課長	舘 敏 弘
総務部企画課副主幹	田 中 嘉 樹
総務部企画課主査	柳 圭 史
総務部企画課交流推進室長	山 内 康 裕
総務部企画課交流推進室主査主任級主事	小笠原 涼 介
総務部財政課長	吉 井 裕 視
総務部行政経営課長	五十嵐 千夏雄
総務部行政経営課副主幹	浦 川 学 央

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	高 橋 一 昭
教育部指導参事	早 瀬 公 平
教育部学校教育課副主幹	杉 原 慶 紀
教育部学校教育課心の教育推進室長	水 林 俊 治
教育部学校教育課心の教育推進室主査	丹 那 暢 仁
教育部学校教育課主査	鳩 山 稔
教育部社会教育課図書館長・美術自然史館長	松 本 和 憲
教育部社会教育課長	河 野 敏 昭
教育部学校教育課主査	岩 田 肇

(総務部総務課総務グループ)

第 15 回 総務文教常任委員会

H20.11.21 (金) 午前10時00分
第三委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 所管からの報告について

《教 育 部》

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) 教育委員会の活動の自己点検・評価について | (資 料) 学校教育課 |
| (2) 全国学力・学習状況調査結果について | (資 料) 心の教育推進室 |
| (3) 学校評価の実施について | (資 料) 〃 |
| (4) 補正予算関連について | (資 料) 教 育 部 |

《総 務 部》

- | | |
|---|-------------|
| (5) 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 (仮称) の制定に向けてについて | (資 料) 総 務 課 |
| (6) 中空知広域市町村圏組合理約の変更について | (資 料) 企 画 課 |
| (7) J I C A 「青年研修」事業について | (資 料) 〃 |
| (8) 信頼回復推進市民会議の設置について | (資 料) 行政経営課 |

2 第4回定例会以降の調査事項について～ 別 紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 9:59

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。空知新聞社の傍聴を許可。

生活保護費の関係もあり、いろいろと大変な問題がある中で、この委員会でも所管するものを粛々とやっていく必要があると思う。また新活力再生プランの特別委員会が同時進行で行われているので、お互いの持ち分をしっかりとやっていけるように進めていきたいと考えている。

1 所管からの報告事項について

(1)教育委員会の活動の自己点検・評価について

(別紙資料に基づき説明する。)

杉原副主幹

委員長

窪之内

説明が終わった。質疑はあるか。

① 第27条を見ると、どういうふうを選ぶのかということが詳しく書かれていない。委員は教育長が選出するとなっているが、公募ということ全く考えていないのか。任期は3年で、学識経験者や保護者、関係団体の代表からとなっている。法的にそういう方から選びなさいとなっているのかもしれないが、今回選ばれたのはPTA連合会の会長である。今回は保護者ということで会長が選ばれたと思うが、毎年変わるような当職の方を3年という任期の中で選出することがどうなのだろうか、私としては疑問がある。個人のことを言っているわけではない。選出の仕方がどうなのかということである。外部評価において委員を教育長が選出し、公募も何もしないということになると教育委員会の意向に基づいた評価しかされないのではないかと懸念が感じられる。そういった意味でも公募について考えられなかったのか伺う。

② 28項目について評価するということが、どのような項目で、どういった評価をするのか。評価に当たり、当然資料も教育委員会が提供すると思う。その辺についてももう少し説明願いたい。

杉原副主幹

① 委員の選任についてだが、第27条の定めの中では、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする書かれており、学識経験者が絶対条件で入っているので、國學院短大の教授をお願いをした。それだけではなく教育委員会独自として、保護者や社会教育にも関係があるので、そういった関係する団体の方の意見もいただきたいということで、この2つの団体をお願いをして推薦をいただいたところである。先日の会議で川西会長から、PTA連合会会長については毎年変わるので、私は1年で終わってしまうかもしれない。その辺はどうなのかという話が出た。ある程度同じ目線で評価していただいたほうが良いということから3年任期でお願いをしているので、その辺は会長と相談したいと思っている。

② 評価の仕方については、規則、要綱、実施方針を定め、その中でマニュアル等を作成し、点検評価シートというものを作成した。それについては各所属で自己評価を行うわけだが、4つの視点ということで、その事業に対して適応性、有効性、目標達成度、経済性・効率性ということで評価をする。適応性については、市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか、事業を市が行う必要性があるか。有効性については、事業の目的に照らして効果的な手法か、

施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。目標達成度については、目標の水準は適切か、計画どおりに目標を達成できたか。経済性・効率性については、コストを縮減しているか、事務が効率的に行われているか。そういった視点で1点から4点の点数方式で評価をする。外部評価委員には点検シートとそれに付随する資料を見ていただき、教育委員会ではこういうふうの評価しているが、委員の意見はどうなのかということでその評価に対する意見をいただくようになっている。事業項目についてだが、学校教育については大きく幼稚園教育、地域に開かれ信頼される学校の構築、確かな学力の向上、生徒指導の充実、心の教育推進プラン、義務教育施設の充実、西高では進路指導の充実とスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール研究事業、社会教育では家庭教育支援事業の推進、青少年健全育成に資する体験活動等の推進、関係団体等と連携した社会教育・生涯学習活動の推進、図書館については利用者サービスの向上、読書普及、学校との連携による子供の読書活動支援、巡回文庫、社会教育課の文化のほうでは地域文化活動を担う人材育成事業の展開、個性ある豊かな地域文化の実現と環境づくり、住みたくなるまちづくりと子供の芸術文化活動への環境づくりなど。

委員長
杉原副主幹
委員長
杉原副主幹
窪之内

資料を提出していただけないか。

これからすぐ準備する。

公募について答弁願う。

公募はしていない。

① 公募をしていないのはわかるが、公募という考えを持たなかったのかどうかということを知りたい。PTA連合会と婦人会にお願いをしたということだが、なぜこの団体に決めたのか。まず保護者についてPTA連合会にお願いをしたのはわかるが、会長の場合、2年目に保護者でなくなる可能性もある。続けてやってもらうことが必要だと考えたときに、3年スパンでやってもらえる人を連合会で考えてもらったようには思えない。会長ということではなく、3年間という任期において、保護者という立場からきちんと評価ができる人を選んでほしいとお願いしたのか。また婦人会も会長が出てきている。団体をお願いしたら会長が出てくるということでもいいのだろうか。その辺の考え方について伺う。

② 評価については、点数制で行われ、議会に報告された後、どのように生かされていくと考えればいいのか。

杉原副主幹

① 団体に依頼するときには、教育委員会のほうから会長にお願いするというのではなく、団体から推薦してもらいたいという中で要綱等も示し、推薦をいただいた。こちらからは会長ということで頼んだわけではなく、結果として会長が出てきたということである。保護者についてはPTA連合会が一番大きな組織なので、お願いをした。婦人会についてはいろいろと活動されているので、特に社会教育部門のほうの評価に重点を置いていただければと思いお願いをした。

② 今後点数制で評価するが、実際に議会へ報告するときにはA、B、C、D、Eランクということで報告をして、その評価を次年度に生かすように施策や予算に反映するような形をとっていかねばならないと思っている。またそれを活用し、公表することにより、市民の皆さんや保護者の皆さんからも意見をいただく形をとりたいと考えている。

窪之内

保護者という観点からPTA連合会はいいと思う。婦人会は幾つかの団体から選ばれたと思うが、その辺について説明願いたい。ただ本当に取り組んでやっていこうというとき、公募を除外して教育長が選ぶということでは市民の目線はどうなのと言われる可能性がある。本当に教育に情熱を燃やしている方たちの評価をいただいてこそ、公募をやってこそ、市民から適正な評価を行っているというふうに見てもらえる基礎がつけられるのではないと思う。今回はこのように選んでしまったので仕方がないが、5名以内なので、まだ2名の枠がある。そういう点で改めて追加で公募を検討される考えはないのか部長に伺う。

高橋教育部長

自分たちで選定した3名が出て、あと2名を選べる余地があるのでルール的には可能だが、十分検討しなければならない事項だと思う。今後の日程だが、12月下旬に報告書策定ということで、今年度の部分については詰めさせていただいた。その中で新しい委員をここに追加できるかどうかということも含めて教育委員会内で協議なり、議論をさせていただきたいと思う。

委員長

今配付された事業項目一覧表と点検・評価シートについて説明願う。

杉原副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

井上

① 先日道新を読んでいたら、教育委員長には机があるが、教育委員には机がないということが話題となっていた。それだけ教育委員会というものが飾りになっていて、実質的なことをやっていないのではないかというようなことが書かれていた。教育委員会というものが機能を果たしているなら、屋上屋を架すことはないと思うし、また全分野にわたり3名で点検することが本当にできるのかという問題もある。今学校評議員というものがあり、同じような感じもする。今まで教育委員会の仕事において委員そのものが協議するような形になっていなかったのか。その辺の機能が果たされていないのでこのような外部機関へということになったのか。いじめ問題などいろいろあった中で、実質的に教育委員会の意見を尊重しようという雰囲気がだんだんと出てきていると思うが、教育委員会の機能充実ということについてどのように考えているのか伺う。

② これを全部評価するとなると大変なことである。報酬はどのようになっているのか伺う。

③ 教育委員会と議会との関係だが、これは今までの教育委員会のあり方を反省した中で出てきたものだと思う。その辺の流れについて伺う。

高橋教育部長

① 教育委員会の機能充実がきちんとされているのかということだが、事前に議案等の配付をさせていただき、教育委員会を開催させていただいている。その後に協議会ということで自由な意見をいただき、いろいろと話をさせていただいている。最近は適正配置の問題もあるので、1週間に1回くらいの割合で教育委員会を行っている状況であり、情報提供や予算の執行についてこういうふうに事務局は考えているが、委員の意見はどうかと伺える機会を設けるようにしている。

③ 教育委員会と議会との関係についてだが、委員会としての意見を議会で諮っていただいているのが、今までの経過だと思っている。当然教育委員会と議会の関係というのはいい意味で緊張関係が必要だと思っており、反省する部分については、反省をしていかなければならないと思っている。ただ教育委員会内部では、協議会等を開催する中で委員の意見を伺えるような機会をたくさん

	持っている」と認識をしている。
杉原副主幹 委員長 大 谷	② 無報酬ということでやらせていただいている。 他に質疑はあるか。 ① 5人以内の委員で組織するということなので、部長もこの後検討されるの だろうと思うが、非常に内容が広範囲なので、やはり最大限の委員でいろい ろな意見を聞いていかなければこの目的は達成できないのではないかと思う。ま たこういった外部評価を、教育委員会で進めていることに問題がある。考え方 が間違っているという評価が出されたときに、それを検討していくためにやる ものだと思う。委員の皆さんがただ納得していく目的で進められていくとい うことではないと思うが、どうとらえればよいか。 ② 教育委員会に属する事務だが、どの辺までが外部でどの辺までが内部なの か。
高橋教育部長	② 内部、外部の考え方が、教育委員会というのは、教育委員の組織、事務 局というのは委員を事務局として支えている部門である。それらを内部という 認識をしている。これは議会においても同じことが言えると思う。外部委員に ついては要綱の第3条でうたわせていただいている。 ① 外部評価会議は5名の委員であり、委員には学識経験者、保護者、関係団 体の代表ということで、こういった要綱に基づいて選出をさせていただいてい るということである。
大 谷	① 教育委員会の権限に関する事務は、いろいろあると思う。この婦人会につ いてはどのような構成の団体なのか。先ほど社会教育の観点からという話もあ ったが、どういう関連があってこの団体になったのか。いろいろな役員の選出 においては、公募について何度も言われていると思うが、それが一向に反映され ていないもどかしさを常に持っているのでは。同う。 ② 今後こういったものを生かしていかなければいけないと思う。例えば教育 委員会のこういった事務と教職員との関係というものも、いろいろな面で深い と思う。委員会と教職員というのは、どういう関係にあるのか。
河野課長	① 婦人会の説明をさせていただく。婦人の地位向上を目的として活動してい る団体である。ボランティア活動をされたり、研修会をされたりしている。ま た合唱部を持っており、文化祭にも参加したり、そういった活動をする社会教 育活動団体である。今回社会教育関係団体からどなたかをということで、ぜひ 女性も参加してもらいたい、ぜひこういうことの実験のある方から意見を伺 いたいということで、1人お願いさせていただいた。
高橋教育部長	② 学校の教職員と教育委員会の関係についてだが、教育委員会は学校現場の 管理監督、教職員の服務や身分についての指導などをしていく組織だと思っ ている。教職員の異動などについては、当然道教委に仰いだ中で進めている。
大 谷	それは理解できる。こういう外部評価に関して、意見が反映できればいいと思 うが、いかがか。
高橋教育部長	教職員の意見をこの評価会議の中で求めるべきということだと思うが、そう いう意見は当然学校長が把握をし、その中の予算的な部分については教育委員 会になるだろうし、指導方法については空知教育局や道教委に指導などを仰ぐ場 合もある。そういう意味で教職員の意見はいろいろな面で伺う機会があると思 っている。教育委員会と学校現場は一体となって進めている認識でいる。
大 谷	そこに行き違いのある部分が往々にしてある。こうした項目において学校は学

校としての教職員の考え方というのがあり、それを教育委員会とうまく関係を保ちながら進めていくのがいいと思う。こういうものの中に直接意見を取り入れていくというようなことがあってもいいのではないかと。

委員長

大谷委員の質疑について整理する。若干休憩する。

休 憩 10:41

再 開 10:42

委員長

高橋教育部長

再開する。

教職員も当然内部であり、評価されるべきものだと思っているので、評価する外部委員にはなり得ないと思う。ただ教職員のいろいろな意見は、学校単位で各校長が集約をして、教育委員会としてできること、できないことの話し合いを十分にして、運営していかなければならないと思っている。

大 谷

学校の内部評価というものもずっとやっている。もっと教職員の意見を強く反映できるような場面が必要だと思う。まだまだ意思反映というのがなされていないのが現状だということを伝えておきたい。

委員長

井 上

他に質疑はあるか。

教育委員会の機能をきちんと向上させて、こういう問題は教育委員会でやっていかなければならない。3名ではできないと思う。そこだけ言っておく。

委員長

窪之内

他に質疑はあるか。

要綱を見ると副委員長は委員長の補佐をする。3名の中から委員長を決め、副委員長を決める。そうすると残るのは委員である。副委員長は委員長を補佐していくとなっているのであれば、委員長と違うことを言えない。こうしたときに委員というのは2対1になってしまう。また委員長に何かがあった場合、副委員長が代わりをすると1対1になる。同数の場合は委員長が有効になるとすれば、やはり3名というのは少ないと思う。きちんと5名を確保しないと自由な意見を言う雰囲気も確保されないと思う。意見として加えさせていただく。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) なければ私から質疑する。

杉原副主幹

この仕組みは法改正により絶対設置すべきだとされているものなのか。設置の仕方にしても方法論としてどのくらい弾力性があるものなのか伺う。

設置は義務づけられている。評価の方法については各市町村の実情に合わせて行うことになっている。詳細までは国で定めておらず、各自治体に任されている実態である。

委員長

杉原副主幹

設置の形態については義務づけられているのか。

委員長

形態については義務づけられていない。

法律について若干確認させていただく。休憩する。

休 憩 10:47

再 開 10:56

委員長

再開する。

5名以内にしなければならないということではないようだが、点数制による外部評価ということであれば、より人数が多いことに越したことはないと思う。その辺をどのように考えているのか伺う。

杉原副主幹

より人数が多いほうがいいということだが、評価方法としてはそれぞれ資料を事前配付して、各委員にはそれぞれの考えで評価、点数をつけていただき、会議を開催したときに我々とヒアリングを実施し、私はこういう点数をつけたが、こういう説明を受けたのでこうしたいというように、3名の意見をまとめても

高橋教育部長	<p>らい点数を一本化して評価していただくという形にしている。</p> <p>3名の意見がすべてであるのかということと、5名という縛りはないが、5名に達していないという部分で検討をするべきものだと思います。ただ何名いれば本当に適性なのかということも出てくると思う。外部評価の中で議論したものは教育委員会にフィードバックして進めていかなければならないと思っており、最終的に委員を何名でどうするかということは、この場での結論は差し控えたいと思うが、こういった意見があったことは教育委員会内で改めて議論をさせていたいただきたいと思う。</p>
委員 長	<p>こういう人選バランスにおいては、いろいろと具体的意見が多くなってしまう。十分気をつけて取り組んでいただきたいと思う。</p> <p>他に質疑はあるか。(なし)</p> <p>(1)については報告済みとする。(2)について説明願う。</p> <p>(2)全国学力・学習状況調査結果について</p>
丹那主査	(別紙資料に基づき説明する。)
委員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
関 藤	調査結果の概要は、保護者に配付されているのか。
丹那主査	ホームページに掲載している。学校には配っているが、保護者まで配られているかどうかは確認していない。
早瀬指導参事	補足する。学校に送っているので、学校では十分に理解をさせていただいている。これを受けて各学校で分析をし、自校の状況を保護者に知らせている。この概要は全市的な平均であり、これをホームページに掲載させていただいている。
関 藤	<p>全国学力テストについて、保護者は文科省または道教委などが言っている全国的な学力調査の意義や目的というものを余り知らないまま、去年、ことしと続けて実施されていると思う。多分保護者の間では、結果がどうなっているのかという思いがわき出て、市町村別で発表するかどうかというような議論が巻き起こってくるのだと思う。今後どのくらいの期間において実施していくのかわからないが、こういった学力テストを実施する前に、保護者に対してどういう目的で何を精査していくのかの意義をもっと知らせるべきだと思う。漠然としてこういった目的などがわからない保護者は、結果はどうなのかということだけをただ求めてくると思う。私もどちらかというともう少し詳細に公表して欲しいと思う立場の人間である。ここに出された資料や20年度全国学力・学習状況調査結果という冊子に細かく書かれている部分があるので、保護者に配付すべきだと思う。自分の子供が持ってくる内容だけでは、どういう見方をすればいいのか、何なのだろうかと余りにもアバウト過ぎてわからない部分がある。ぜひこういった中身について保護者にも配付していただきたいが、いかがか。</p>
早瀬指導参事	この概要版の最初にも意義、目的を書いてあるし、学校のほうからも各家庭にはこういう目的でテストが実施されるとの案内をしている。今後もお一層そういった周知の徹底を学校にお願いしたいと思う。またホームページ以外にどのような方法があるのかということも検討させていただきたい。
委員 長	他に質疑はあるか。
窪之内	各学校で自校の分析を保護者に配付しているということだったが、それは、議員にも公表できるのか。
丹那主査	学校から保護者に配付しているので、議員の皆さんにも公表することは可能で

ある。

窪之内
委員長 学校別に出している概要について資料要求をしたい。
休憩する。

休 憩 11:10
再 開 11:10

再開する。ただいま窪之内委員から資料要求があったが、よいか。(よし)
では机上配付をお願いする。他に質疑はあるか。

関 藤 もう1点確認したい。全国学力テストの結果内容についてだが、教育委員会に
来るデータと学校のみを送られるデータがあると聞いている。そのデータの内
容の違いは何か。

丹那主査 学校と私たちの持っているデータの違うところは、個人データである。学校は
個人データを持っており、私たちは持っていない。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)
(2)については報告済みとする。(3)について説明願う。
(3)学校評価の実施について

早瀬指導参事 (別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
窪之内 学校の評価手順が載っているが、具体的にどうやって推進していくのかは、改
めて別な形で議会に報告されると思っていていいのか。評価委員の推薦方法な
どはこれだけではわからない。案が出たときに説明していただけると理解して
よいか。

早瀬指導参事 今後推進委員会を設置して、その中の議論を経て具体化していくものと思われ
る。学校関係者は校長が推薦し、教育委員会が委嘱するという形のイメージで
ある。

窪之内 来年の4月上旬までに校長が推薦するとなっている。校長が推薦するとい
うことについては、学校評議員も同じだが、転勤して来たばかりの校長が推薦で
きるのか疑問に思う。この辺についてはどのようなことを考えているのか。

早瀬指導参事 まず人数については先ほどもいろいろと意見があったが、5名以内と考えてい
る。年度変わりということもあるが、4月1日から学校は動いているので、そ
こからではなく、既に前年度から前任者が動き、それを引き継ぐという形にな
るので、それほど大きな問題はないと思う。また評議員と決定的に違うのは、
評価者であるかどうかということである。今回は評価者であり、評価をしてい
ただく方である。ほかの市町村では教育委員会が評価者を決めて、校長の意見
をそこに挟む余地はないといったシステムのところもあり、校長が推薦するの
はいかがなものかというような議論が検討会においてもあった。しかしながら、
滝川市における議論の中では、校長が内部評価も外部評価もしっかりと管理す
し、そこで校長が勝手な方向に持っていくのではなくて、校長の自律的な運営
をしていくということである。学校関係者評価の実施については報告書の概要
2に、「学校は評価者に対し適切な情報の提供を行い、かつ、評価者は自らの
評価が学校を改善していく行為であることの自覚を持つことにより、学校も、
評価者も良き支援者であり最大のパートナーとなり、お互いに理解し合い、学
校そして子どもたちをより良く育てていくためのシステムを築いていくものと
理解すべきである」と記載してある。そこに重点を置き理解をいただきたいと
思う。学校にマルやバツをつけるための評価ではない。学校の教育活動がより

	よく改善されていくことを目指したものであり、重点を置いた評価活動である ということで理解をいただきたい。
窪之内	学校の区域内の方、学識経験者、教育に携わってきた方を入れるなど評価者の 推薦に当たっての決め事はもう既に決まっているのか。人数は5名以内程度と 話されていたが、その評価委員の任期についてもこれからなのか。
早瀬指導参事	校長が推薦する一つの目安として、保護者代表、地域住民、他校種教員、関係 機関の方、学校評議員ということで例として示しており、その中から校長が推 薦するということである。任期は特に示していないが、今後推進会議の中で具 体的なことが決められていくものと思っている。
委員長 井上	他に質疑はあるか。 ① いろいろいい方向に持って行こうとやっているのだと思うが、学校アン ケートにも協力しないような学校評議員もいる。今の説明では学校評議員も評 価委員になってもいいということだった。もう少し整理して説明してほしい。 学校評議員もせっかくできた制度なので、複数の組織をつくるのではなく、こ ういうことも含めていろいろやったらいいと思うが、いかがか。 ② 学校というものは例があればそれに従う。先ほどの評議員の例をもう一度 説明願う。
早瀬指導参事	② 学校評価委員の例として挙げたのは、保護者代表、地域住民、他校種教員、 関係機関の方、学校評議員である。 ① 議論の中では学校評議員を使ってはどうかという意見もあったが、学校評 議員は校長の求めに応じて意見を述べるという校長の支援者、サポーター、協 力者という位置づけなので、評価者ではないとの線を引きつつも、5名の評議 員の中に1人くらいは入れてもいいのではないかという意見もいただいた。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) なければ私から質疑する。 注意しなければならないと思うところがある。評議員というのもこういうイメ ージを持ってつくろうとしたものだと思う。それがだんだんと形を変えて、校 長の求めに応じて意見を述べる人になってしまったのではないかと勝手に思っ ている。評価をすると評議をすることの違いはよくわからないが、そこら辺に違 いを設けて行くのだとすれば、トーンダウンをしないようにしっかりやってい ただきたい。各学校に設置まで任せてしまうのだと思うが、本当にそれでいい のだろうか。学校評議員と同じになってしまうと思う。しっかりとやっていく ためにもそれを取りまとめたり、それぞれの学校に対して同じ基準で配置する ということが必要ではないかと思う。責任の所在がもっと教育委員会にあるよ うにすべきだと思うが、いかがか。
早瀬指導参事	こういった評価活動を進める上で、計画、実践、評価、改善のサイクルが大事 であり、計画段階では学校のミッションやプランなどをしっかりと明確にして、 1年間の教育活動に入っていくということが大事だと思う。そして年度末には 評価をして、それをどのように改善していくかが大切になってくる。評価だけ が大事なのではなくて、そのようなマネジメントサイクルに基づいた1年間の 活動が大事になってくると思う。ではどうしたら改善ができるのだろうか、や っていただけるだろうか、何かいい考えはないか、だれかいい人はいないかとい う意見を求められるのが評議員である。それがどうなのかを評価して意見を述 べるのが評価者となる。そういう違いがある。
委員長	評価と評議は違うと言っているが、やろうとしていることは似たものだとしか

思えない。途中で意見を述べる人と、最後に意見を述べる人ということしか答えになっていないので、それではこの組織は多分形骸化してしまうという危惧を抱いてしまう。今の早瀬参事の説明では、同じになっていくとしか感じられない。言葉の使い分けではなく、実態としてどうなのか、形骸化や似たようなものにしないためにどうしようと思われているのかを伺いたい。

早瀬指導参事

究極、突き詰めれば学校改善、学校を発展させようというのがねらいなので、同じ方向に向いていると思う。ただそういった意味で違いがないと言われてもそれを説明するには言葉に詰まるところがある。しかし、評議員というのは校長への協力者、サポーターなので、年3回の会議というのがあり気ではなくて、個別に相談もするし、個別に協力もするし、個別に意見を求めることもできる。1年を通じて校長に対し協力をするような関係がある。一方、学校関係者評価というのは内部評価を点検をするものである。内部評価が本当にそうなのか、あるいは客観的に見てどうなのかを評価するのが学校関係者評価である。2月に内部評価書を出され、それを見て終わりでは現実的に評価はできない。4月の入学式を初めいろいろな学校行事にも参加して見ていただき、場合によっては教員や児童、生徒との懇談を通じて意見も聞いたりするという活動が伴わなければ適切な外部評価にはならないと考えている。

委員長

校長のサポーターとして校長が任命している学校評議員がいる。また評価委員を選定するのは校長である。それで外部評価ができるのだろうかという危惧される。そういうところがポイントになるような気がする。その辺はどのように考えているのか。

早瀬指導参事

そこは校長の民主的であり、公正な姿勢が問われてくると思う。手法としては校長が全部決めることもあるかもしれないが、先生方やPTAの方などにいろいろと相談をして、推薦をしてくることもあると思う。そういったところは、推進委員会や教育委員会でも気にかけていかなければならない部分だと思う。

委員長

これはもう決めてしまったのか。校長が推薦するという事は本来の外部評価に当たるのかが大事なポイントになると思うので、まだ決めていないのであれば、十分考えて進めるのがいいと思う。

他に質疑はないか。(なし)

(3)は報告済みとする。(4)を説明願う。

(4)補正予算関連について

(別紙資料に基づき説明する。)

杉原副主幹

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)

(4)については報告済みとする。追加案件があるということなので所管から説明願う。

○図書館への寄附について

松本館長

北門信用金庫では平成14年から毎年、社会貢献事業の一環として地域の教育、文化向上にと指定所在市町村に対し図書充実資金の寄附を行っている。本年は北門60年、滝川50年ということで、先週の11月14日、金曜日に北門信用金庫より500万円の寄附をいただいた。子供は本との出会いが非常に大切なので、子ども図書館の機能を高めたいと思っている。読書習慣、命の大切さを感じることができるような子供の育成につながる図書の充実を図るために活用したいと思っている。今事業内容等は調整中であり、生きたものにしたいという思いから本を買えばよいということではなく、いろいろな取り組みを考えていると

ころである。最終的な事業の詰めを行っており、急ぐ事業等については協議が整えば補正に出したいと考えている。

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

水林室長
委員 長 ○英語活動公開研究会について
(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

副委員長 報告案件2件については、報告済みとする。案件にはないが、副委員長から不登校の関係で質疑があるとのことだが、よいか。(よし)

委員 長 道教委でも話題となっている不登校の関係で、現時点で把握されていることがあれば教えていただきたい。

水林室長 不登校で訪問確認ができないという報道部分において、市の状況を説明願う。市内では9月末現在、28名の不登校児童生徒がいる。10月は対象者が2名ふえて30名になった。その休んでいる児童生徒の安否を含め確認がとれていないということがあるのか調べた。長期間に及び保護者とは連絡がとれているが、実際に本人と会えていないというのが2件ほどあった。それは早急に家庭訪問等をしていただき、現時点では学校ですべてについて把握している。不登校児童、生徒の学校復帰ということでは、積極的な適応指導教室等への呼びかけもしており、現在4名がふれあいルームに来ている。

委員 長 会えなかった2件の理由は何か。

水林室長 1件は、家庭等の環境状況や親の考えなどがあり、5月の宿泊学習後から学校に来ていない。しばらくの間文書等の連絡が滞っていた時期があったが、早急に学校へ指導し、家庭訪問をして保護者との実態を把握していただいた。現在も欠席はしているが、確認はとれている。もう1件については、精神的な部分で病院に通っている。しばらく登校を断ったほうがいいのではないかとという医師からの指導があり、親が医師の診断を尊重する中で、子供はしばらく行かせないということだった。この件についても学校側で家庭訪問していただき、本人とも面談を行い、間違いなく家にいるとのことだった。

委員 長 ほかに何かあるか。

窪之内 学校適正化配置の関係だが、当初出されたスケジュール内容が過ぎているので、今後の予定について伺いたい。

高橋教育部長 教育委員会内では適正配置の関係で協議会等を毎週のように行っており、財政的な面も含めて検討させていただいている。おこなっていることについてはおわびをさせていただきたい。何とか12月中にはたたき台を示せるような形で考えているところである。日程的には、12月をめどに考えている。大変おそくなり申しわけない。

窪之内 12月中をめどにということだが、議会前には出ないということか。適正配置、耐震化などはタッグ計画と関係があると思う。12月議会の質問に間に合うのかどうかだけ伺う。

高橋教育部長 通告前に教育委員会のほうで案ができていれば、それについての通告というのは可能だと思うが、案もない中で通告となると難しい。この地区はどうするのか、この学校はどうするのかといったことについては、その段階で示すことはできないと思う。一般的な部分での通告には答えられると思う。

委員 長 ある程度まとまれば、すぐ委員会を開催するよう検討する。よろしくお願ひしたい。

他に質疑はあるか。(なし) 13時まで昼食休憩する。

休 憩 11:55

再 開 12:59

委員 長 再開する。報告の順番が若干変わる。(6)について説明願う。

(6) 中空知広域市町村圏組合規約の変更について

館 課 長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

井 上 これを活用するという市が何市あり、幾らくらい解約するのか。その辺の要望、見通しはあるのか。

館 課 長 要望書が出てきたことしの2月において、一つの市の方から危険な状況にあるとの話があったが、昨今の状況では再生団体入りは回避されると伺っている。ではなぜこういったことの変更が必要なのかという、何かあるかわからないので、何かあったときに迅速に対応できるように規約を整えようということが今回の提案である。

井 上 具体的な要望はあるのか。

館 課 長 現行においては崩したいという具体的な要望はない。危険だったところは回避される見込みとの話だった。それは公式の場で発言をいただいている。またどのくらいの枠かという滝川市で言えば2億7,000万円である。適切な言葉ではないが、その分の取り崩しが可能である。もしほかの市において2,000万円で財政再生団体を回避できるとの話があれば、それはそれほど事業に影響を受ける額ではない。

井 上 例えば滝川市が2億7,000万円を引き出したとすれば、どういう立場になるのか。

館 課 長 皆さんの出資額で成り立っているが、構成団体として変わるわけでもなく、事業の恩恵を差別されるわけでもないというのが広域圏組合の考えである。例えば、滝川市が引き出して再生団体入り回避されたとなると、再出資という規定があるので、そこに戻していかなければならない。

井 上 除名されないのか。

館 課 長 されない。

高橋総務部長 補足させていただく。2月とは大分状況が変わってきた。課長から申し上げたとおり何かあるかわからないので、自分の出資した範囲で預金を取り崩すことができればよいというのが基本である。3月ぎりぎりまでの決算見込みなどを見て、必要があればお願いをしたいということである。ただ今のところ一番厳しいと言われているところもかなり改善してきている状況にある。広域圏組合は5市5町で運営しているので、10億円の枠を一部取り崩したとしても広域圏組合の構成から外れるということは一切ない。今定住自立圏構想や広域圏のあり方などいろいろなことがあるが、基本的にはこの5市5町の枠組みを維持していく。自分の出資額の範囲で一端取り崩すことにより再生団体が回避できる場合にのみ取り崩せる。取り崩しをして再出資できるという規定があるが、もし広域圏組合として貸し付けるイメージでこの利息を規定上設けたり、返還の期日を設けるとなると別な地方財政法上のやみ起債的な目で見られるおそれがあると道から指導を受けているので、該当市町の自主性で取り崩しができる規定とした。皆さんは10億円の枠組みの必要性、重要性を十分認識しているので、取り崩した後は再出資ということで、紳士協定においてきちんと戻してい

- 委員 長
窪之内
館 課 長
委員 長
山内室長
委員 長
天野室長
委員 長
窪之内
天野室長
委員 長
五十嵐課長
委員 長
窪之内
五十嵐課長
- くという確認をしている。
他に質疑はあるか。
出資金の取り崩しをするときの考え方だが、5,000万円あれば回避できるというときに、5,000万円までなのか。それとも出資額そのものを取り崩すことができるのか。
出資額の限度額を設けさせていただいている。出資額の範囲内で処分できるという考えである。もちろん1,000万円でも、2,000万円でもいいという考え方である。
他に質疑はあるか。(なし)
(6)については報告済みとする。(7)について説明願う。
(7) JICA「青年研修」事業について
(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。(なし)
(7)については報告済みとする。(5)について説明願う。
(5) 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(仮称)の制定に向けてについて
(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。
① 既に市民会議は開催されているが、そのメンバーはだれなのか。
② 全国的にこのような条例を設けているところがあるのか。
③ 条例、要綱を決めるとき、違反した場合の罰則規定を視野に入れているのか。研修という形で終わらせるということなのか。その辺の基本的考え方について伺う。
① 市民会議のメンバーは各団体等の代表者という考え方である。町内会連合会連絡協議会、滝川消費者協会、滝川市職員OB滝友会、社団法人北海道警友会滝川支部などだが、手元に資料がないので、後ほどメンバーについては配付させていただく。
② 全国的にこういった傾向はある。数えてはいないが、相当多くの自治体が持っている。ただ不当要求行為に特化しているところ、公益通報に特化しているところ、両方合わせ持ったところなどそれぞれある。道内は、旭川市だけである。
③ 罰則規定についてだが、今のところ職員会議の中でもそういった考えは持っていない。
他に質疑はあるか。(なし)
(5)については報告済みとする。(8)について説明願う。
(8) 信頼回復推進市民会議の設置について
(別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わった。質疑はあるか。
所掌事務がここに載っているが、市民会議ではこの(1)、(2)、(3)に必要なことをやり、市民会議としてどこかに報告するということはしないのか。この市民会議から指導、助言を受けたことを市長は何らかの形で市民に報告するという形をとると理解をされているのか。
市民会議からの意見、提言については、改善の参考にさせていただく。現在信頼回復プランの進捗状況については、市のホームページで公表している。再発

防止策についても、この市民会議に報告をして意見をいただき、まだ福祉課とは調整をしていないが、何らかの形で進捗状況については市民にも報告をするような形をとりたいと思っている。その中でいただいた意見等を参考にしながら、それもあわせて報告するよう形をとりたいと思う。

高橋総務部長

資料の所掌事務(2)、国庫負担金の関係だが、今現在の状況では会計検査院の指摘を受けたということで、明確に返還が決まっていない。この施行期日については、それらも踏まえて明確に決定した時点を視野に入れている。予定ということで押さえていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(8)については報告済みとする。追加報告があるので、説明願う。

○燃料単価の推移並びに年間使用量及び支出額について

吉井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

大谷

ガソリン、軽油は下がっている。灯油、A重油については今のところ下がる可能性があるのですが、補正はしないという説明をされた。これが順調に下がればいいと思うが、去年は物すごく上がったので何とかしなければならないということになった。もし去年と同等であれば、対処しなければならないと思う。まだ検討の余地が残されているのか。

委員長

質疑の整理をさせていただく。福祉灯油の質疑をしたいということか。

大谷

そうではない。この前の3定で、施設では非常に上がっていて困っているということが出ており、何とか今年度検討したいという話だったと思う。そういう視点で伺いたい。

高橋総務部長

油の状況だが、今回の資料は11月1日の単価である。市内の看板や実際の取引状況から、もう11月中旬を過ぎてはいるが、改定交渉をしている。札幌生協は70円代後半ということで、既に決定しているという情報もある。さらに今1バレルが50ドルを切れる2年数カ月ぶりの安値ということであり、円高が進んでいる。そういう状況から去年の時点の単価より割り込む可能性がある。9月の時点で指定管理施設や福祉灯油の関係も検討するという話をしているが、その辺は内部で精査をしようとしている。まだ最終結論を見出しているわけではないが、灯油燃料はこういう状況だということをまずは理解いただきたく、報告させていただいた。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

追加案件について報告済みとする。

2 第4回定例会以降の調査事項について

委員長

別紙のとおりでよいか。(よし)

3 その他について

委員長

何かあるか。(なし)

4 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は正副委員長に一任願う。

以上で第15回総務文教常任委員会を閉会する。

閉 会 13:42